

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600225号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600087号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月10日は16万7,000円、同年12月10日は30万円、平成16年7月12日は27万円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月12日

A社において、請求期間①から③までに係る賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録が無い。

請求期間①から③までに係る賞与が支払われていた証拠として、当該期間の賞与の入金が確認できる預金通帳(写)を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳(写)、事業主が年金事務所に提出した「同僚対象者リスト(賞与事案)(回答)(写)、複数の同僚から提出された自身の賞与明細書(写)及び事業主の陳述等から、請求者は、請求期間①に16万7,000円、請求期間②に30万円、請求期間③に27万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支

払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。